若松税理士事務所通信

平成２９年３・４月号　No.54

＜ごあいさつ＞

４月に入り、確定申告時期の忙しさも落ち着き、少しずつ余裕が出てきました。新年度が始まりましたので、気分一新して頑張っていく所存です。

＜平成２９年度の税制改正について＞

平成 29 年度税制改正関連法が成立致しました。

なお、主な改正内容は次のとおりです。

【法人税関係】

① 所得拡大促進税制の見直し

② 中小企業投資促進税制等の拡充等

③ 中小企業者等の軽減税率の特例の延長

【所得税関係】

④ 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

⑤ 積立ＮＩＳＡの創設

【消費課税関係】

⑥ 酒税改革

⑦ 車体課税の見直し

【その他】

⑧ 所得税に関する異動・変更後の届出書の提出省略

※詳細につきましては、個別にご相談下さい。

＜４月・５月の税金関係＞

① ２月決算の確定申告・４月決算の中間申告

② 所得税の納付…４月２０日（水）(注)

③ 消費税の納付…４月２５日（月）(注)

④ 固定資産税の第１期分の納付…４月末日

⑤ 個人住民税の通知…普通徴収：納期限は６月、８月、10 月及び１月の末日

⑥ 自動車税の納付・・・５月末日

(注)税務署から納税通知書等によるお知らせはありません。また、通帳残高のご確認をお願い致します。

＜若松家の出来事＞

現在、長男（年中）、次男（年少）、長女（６ヶ月）の３児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、長女のハーフバースデーの撮影に行って来ました。表情豊かになってきて、よく笑ってくれるので、可愛くて家族全員メロメロです。

また、次男は保育園を卒園し、４月から年少さんとして幼稚園に通い始めます。新生活が始まり、最初は新しい環境でとまどうこともあると思いますが、お兄ちゃんが一緒なのと、妻が育児休暇中なので、負けずに頑張って欲しいです。なお、現在、トイレトレーニング中ですが、なかなか苦戦をしています。

私の願いは、佑太朗と桜佑と陽菜の笑顔が絶えることなく、健やかに元気に成長していくことであります。

今回、長女が３月末より１週間入院することになってしまい、妻は 24 時間付き添う事に。私と長男次男は妻の実家へお世話になり、母親にも協力してもらう中で、一段とそう感じました。

なお、長男が『さびしいけど、前みたいにさびしくない』と、半年前に長女の出産で妻が入院した時よりも強く成長していたことを頼もしく感じました。ちなみに、次男は『ママ～!』と、まだまだ甘えん坊です…。

これからも、妻と協力し、お互いの両親やたくさんの方々に支えてもらいながら、息子達の成長を見守り、共に成長していきたいと考えております。今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・ＦＡＸにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市南部町２－７－２Ｆ
（弁護士法人ラグーン本店２階）
電　話：083-234-1448
ＦＡＸ：083-234-1449
E-mail： info@wakamatsu-office.com
ＨＰ：www.wakamatsu-office.com